

令和5年6月2日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

器具・容器包装専門調査会

座長 能美 健彦

「食品衛生法第 18 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)に定める器具及び容器包装の規格を改正することについて」に係る意見について

令和5年4月 13 日付け厚生労働省発生食 0413 第1号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、当専門調査会において審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

記

今回意見を求められた、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 18 条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)に定める器具及び容器包装の規格(以下「規格」という。)を改正することについては、以下の1及び2に掲げる事項を踏まえると、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

1. 本改正は、食品用の器具又は容器包装(以下「器具・容器包装」という。)の合成樹脂の原材料であってこれに含まれる物質のうち現行の規格の施行日(令和 2 年 6 月 1 日)よりも前に国内で使用されている物質(以下「既存物質」という。)について、記載名称の変更及び材質区分の統合等の記載内容の見直しを行うものである。また、既存物質については、これまでに器具・容器包装から食品へ移行することによる大きな健康被害の報告はないとされている。
2. 改正後の規格に記載される物質については、以下の通りと考えられること。
 - (1) 基材及び以下のいずれかの条件に該当する添加剤として使用される物質については、これまでの国内での使用実績から直ちに人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
 - ・ 飲食物の主な成分として摂取されている物質
 - ・ 日本で食品添加物として使用が認可されている物質

- ・欧米で食品添加物として使用が認可されている物質
- ・欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質
- ・分子量 1,000 以上の物質（重合体）

(2) 添加剤のうち、上記(1)の条件に該当しない物質については、1.に該当する物質であり、厚生労働省が実施した当該添加剤の遺伝毒性の判断の考え方とその結果について明らかな懸念はないと考えられる。また、厚生労働省が作成したリスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）に基づき、本改正後に個別物質の評価依頼が行われることとされている。

ただし、今回の規格の改正に当たっては、次に掲げる事項について、厚生労働省において留意することが必要であると考えます。

- ① リスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）に則って、個別物質のリスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別の食品健康影響評価の依頼を計画的に実施すること。
- ② 既存物質を使用して製造される器具・容器包装への当該既存物質の使用制限量等を適切に設定し、適切なリスク管理措置を講じること。
- ③ 既存物質を使用して製造される器具・容器包装に意図せず混入する物質（残存モノマー、不純物等）について適切なリスク管理措置を講じること。
- ④ 使用可能食品区分、最高温度、特記事項に係る事業者間の情報伝達といった公衆衛生上必要な措置が適切に行われ、その他国民の健康の保護の観点から消費者に周知が必要な情報が事業者間で伝達されるよう、事業者へ周知徹底すること。
- ⑤ 既存物質について、健康影響等に関する知見の収集を継続的に行い、人の健康影響に関する新たな知見が得られた場合には、必要に応じて速やかにリスク管理措置の見直しを検討すること。